

# 附 属 资 料

# 目 次

## 1 職員給与実態調査関係

平成25年度職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表適用別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 再任用職員の適用給料表別、級別人員数	35

## 2 職種別民間給与実態調査関係

平成25年職種別民間給与実態調査の概要	36
第14表 産業別、規模別調査事業所数	37
第15表 職種別にみた民間給与額等	38
第16表 公民給与の比較における対応関係	44
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	45
第18表 民間における初任給の改定状況	45
第19表 民間における定期昇給制度の状況	46
第20表 民間における賃金カット等の実施状況	46
第21表 民間における家族手当の支給状況	47
第22表 民間における住宅手当の支給状況	47
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	47
第24表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	48
第25表 民間における再雇用者（公的年金が支給される者）の給与水準の取扱い	48
第26表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い	48

## 3 生計費及び労働経済指標関係

平成25年4月の標準生計費算定方法の概要	49
第27表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	50
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較	50
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	51
第28表 労働経済指標	52

## 4 その他

第29表 職員1人当たりの月間超過勤務時間数の推移	54
第30表 精神疾患による長期療養者数の推移	54

# 1 職員給与実態調査関係



# 平成25年度職員給与実態調査の概要

平成25年度の職員の給与実態調査を次により実施した。

## 1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 調査の時期

平成25年4月1日

## 3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成4年3月31日付け出総第170号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

## 4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

## 5 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年 齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

## 6 調査結果

調査結果は、第1表から第13表に示すとおりである。

第1表

## 任命権者別、

任命権者		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
			人	人	人	人
計			18,409	4,517	2,159	3,443
知事			3,719	3,309		4
議会議長			32	32		
選挙管理委員会			6	6		
代表監査委員			19	19		
教育委員会	本庁等		296	173		71
	県立高等学校等		3,649	267		3,367
	市町村立小中学校		8,213	411		
人事委員会			15	15		
警察本部長			2,456	281	2,159	1
海区漁業調整委員会			4	4		

(注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

給料表適用別職員数

教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
人	人	人	人	人
7,842	196	17	143	92
	173	17	128	88
40	10			2
14			1	
7,788			14	
	13			2

第2表

## 給 料 表 別

		計	行政職	公安職	教育職(1)	
職員数(人)		18,409	4,517	2,159	3,443	
扶養親族数(人)		19,902	5,400	2,945	3,708	
職員一人当たり平均	給料月額(円)	6,639,978,169	1,526,101,569	704,737,699	1,258,039,126	
	給料の調整額(円)	22,364,436	613,000	129,000	12,280,899	
	教職調整額(円)	149,720,265			46,243,480	
	給料の特別調整額(円)	91,689,900 (102,954,300)	25,054,530 (29,544,400)	5,293,780 (6,123,100)	10,442,550 (11,354,600)	
	扶養手当(円)	188,917,500	51,785,500	29,720,000	34,522,000	
	地域手当(円)	3,748,597	1,800,646	457,641		
	諸手当(円)	255,877,401	56,279,535	26,126,446	47,452,379	
給与総額(円)		7,352,296,268 (7,363,560,668)	1,661,634,780 (1,666,124,650)	766,464,566 (767,293,886)	1,408,980,434 (1,409,892,484)	
職員一人当たり平均	給料月額(円)	360,691	337,857	326,418	365,390	
	給料の調整額(円)	1,214	135	59	3,566	
	教職調整額等(円)	8,132			13,431	
	給料の特別調整額(円)	4,980 (5,592)	5,546 (6,540)	2,451 (2,836)	3,032 (3,297)	
	扶養手当(円)	10,262	11,464	13,765	10,026	
	地域手当(円)	203	398	211		
	諸手当(円)	13,896	12,473	12,099	13,780	
	給与月額(円)	399,378 (399,990)	367,873 (368,867)	355,003 (355,388)	409,225 (409,490)	
	扶養親族数(人)	13,000円該当	0.27	0.35	0.56	0.25
		11,000円該当	0.03	0.03	0.01	0.03
		6,500円該当	0.79	0.82	0.80	0.80
		(特定期間にある子)	0.27	0.26	0.25	0.26
		計	1.09	1.20	1.37	1.08
年齢(歳)		43.9	42.8	39.5	43.6	
経験年数(年)		22.2	22.3	18.9	21.1	
修学年数(年)		15.1	14.0	14.0	15.8	

- (注) 1 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。  
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。  
3 ( )内は、条例附則による減額前の額である。  
4 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等



給 与 額 等

教育職（２）	研究職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
7,842	196	17	143	92
7,369	271	22	156	31
2,989,923,002	72,069,683	8,697,700	48,905,585	31,503,805
8,790,337		99,700	77,600	373,900
103,476,785				
48,774,260 (53,361,000)	1,022,820 (1,241,500)	744,675 (900,000)	357,285 (429,700)	
68,311,000	2,610,000	238,000	1,436,000	295,000
		1,490,310		
116,519,622	2,783,887	3,388,483	2,503,449	823,600
3,335,795,006 (3,340,381,746)	78,486,390 (78,705,070)	14,658,868 (14,814,193)	53,279,919 (53,352,334)	32,996,305 (32,996,305)
381,270	367,702	511,629	341,997	342,432
1,120		5,864	542	4,064
13,195				
6,219 (6,804)	5,218 (6,334)	43,804 (52,941)	2,498 (3,004)	
8,710	13,316	14,000	10,041	3,206
		87,665		
14,857	14,201	199,321	17,504	8,951
425,371 (425,956)	400,437 (401,553)	862,283 (871,420)	372,582 (373,088)	358,653 (358,653)
0.15	0.46	0.59	0.27	
0.03	0.02		0.02	0.03
0.76	0.90	0.71	0.79	0.30
0.29	0.26	0.35	0.22	0.17
0.94	1.38	1.30	1.08	0.33
45.9	44.2	48.8	43.8	43.0
23.5	21.4	20.2	20.8	21.1
15.8	15.9	18.0	15.6	15.1

及び寒冷地手当である。

第3表

給料表別、級別、

給料表 級	号給																											
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
行政職	1	404				13				12	1	1	1	23	2	2		17	1	8	1	18	1	5	10	46	4	
	2	565								1	1	3	20	2	14	10	13	9	28	5	16	4	21	5	17	8	21	
	3	904															1				5	1	16	2	18	4	19	
	4	1,259																									4	
	5	909																										
	6	183							1																1			
	7	216	1																			1						
	8	59																										
	9	18										1			1	4	1	3			1	1		1	1	3	1	
	10																											
公安職	1	325			15			7		18		2		16	1		1	35		28	4	16	6		34	23	7	
	2	304																		3	9	2	22	7	5	6	15	
	3	364												1		2		3	1	5	1	3	2	11	3	3		
	4	659																			1		2				2	
	5	390																										
	6	53																										
	7	40			1																							
	8	15																										
	9	9																										
教育職(1)	1	226												1								1	1				1	
	2	2,961	11		2		17	1	3	1	10		2	2	11	1	8	3	16	3	5	10	13	13	8	9	21	10
	特2	22																										
	3	148																										
	4	86																										
教育職(2)	1																											
	2	6,657												38		6	6	36	3	4	3	34	2	6	6	24	5	
	特2	87																										
	3	568																										
	4	530															1				1	1	5	14	3	11	7	10
研究職	1	7																										
	2	24																	1			2			2	1	1	
	3	143																			1	4		1	2	5	3	
	4	18																										
	5	4																										

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
12	1	35	5	14	3	43	12	5	3	29	3	8	6	26	9	5	2	4	3		2	1	1	1	1			2	1		
10	29	8	32	8	27	9	28	9	25	8	20	1	20	1	14	4	14	4	15	3	18	3	8	7	6	3	5	1	6		
3	28	5	23	5	29	10	28	9	44	6	29	14	24	13	34	12	31	17	35	10	23	16	21	16	18	11	8	13	12	12	
	10	1	4		3	3	19	3	23	5	21	4	24	7	36	7	33	13	47	12	40	20	34	8	33	15	24	19	30	13	
																					1				1		1	2	1		
																											3	1	3	62	
								8	25	23			1	6	14	15	13	9	17	16	7	6	12	7	4	8	3	3	2	7	
	2	3	7	10	6	5	3	2	6	2	5	2	2	1	2			1													
31	14	6	5	5	4	6	2	6	5	7	2	5	1	1	1	2	1		1		1	1		1			1		1		
14	5	4	16	10	7	3	19	13	8	10	26	4	14	9	11	1	6	1	7	4	5	2	9	2	5	3	4		4		
1	11	2	18	3	10	3	9	1	15		14	2	14		15		21	1	21		12		13		19		23	7	1		
	5		5		2		14		11		8	2	9		11		5		7		8		16		7		4	15			
								1							1		1	1					3		1		5	5	1		
																											5				
								4					1	2					2												
1		1		1		2	1	3	3	2	1	2	2	1	2	1	1	3	6	1	2	3	1	3	2			1	2		
13	13	4	23	9	20	7	24	10	14	8	26	9	26	8	18	11	24	9	32	12	25	14	27	18	27	19	33	15	37	9	
																							1	1	1	1	3	2	4	1	5
			3	7	3	7	3	13	6	44																					
11	5	20	3	19	16	15	16	19	14	26	19	13	33	5	13	9	30	10	21	16	25	9	20	8	16	10	26	11	29	13	
																								1							
29	4	5	8	7	12	16	16	21	15	344																					
		1				3							1	1			1														
					2	2			1			1	1	2	1						2							1	1		
1	2	3	1	2		1		2	2		1	2	1	1	2		2	1	1	2	1	2	4		1	3		1	5		
																						1		1				2	1	1	
				1	1						1	1																			

給料表	号給 級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
		行政職	1	1																											
2	3		1	1	2	1		2	2	3	1				1																
3	24		9	18	5	13	3	21	6	18		10	7	10	6	16	5	6	4	8	5	10	6	7	7	2	1	5			
4	32		11	38	11	26	10	27	10	11	6	26	5	31	5	15	2	17	9	20	7	16	7	15	20	19	12	7	15	18	
5	1			3		8		4	4	9	3	15	17	14	11	18	13	14	15	8	82	17	13	15	20	10	16	8	13	4	
6							1				2			2	18	29	9	5	18	5	23										
7	3			2	3																										
8																															
9																															
10																															
公安職	1		1						1																						
	2	2		4		1				1					1																
	3	17	1	7		7		7		9		5		6		8	1	3		6		1	1	3		3	1	1		2	
	4	7		5	1	8		5		9	2	9	1	10	2	6	1	5	3	5	1	8	4	7	2	5	2	7	1	9	
	5	3	1	4	2	6	3	6	4	7	5	8	8	7	8	6	9	6	4	3	8	9	6	4	5	6	15	12	13	8	
	6									1						1		1					2				1		8		
	7				10											2	1		2		24										
	8				10																										
	9																														
教育職(1)	1	3	2	4	4	6	3	3	1	1		3		2	2	5		3	1	5		3		6	1	4		2	4	5	
	2	29	14	35	15	37	22	26	12	41	11	26	14	29	17	36	18	31	16	40	18	37	16	32	13	33	17	34	15	26	
	特2																														
	3	12	8	5	3	3	5	6	9	10	12	11	6	3	11	2	5	5	5	1	7										
4																															
教育職(2)	1																														
	2	31	21	28	16	31	22	37	19	38	18	44	16	27	22	36	17	37	29	38	18	47	25	61	30	43	32	92	29	71	
	特2													1	1	1			2		4	3	4	5	2	6	5	5	4	5	
	3				1	2	2	1	2	3	1	13	11	9	9	11	13	18	15	24	7	18	16	18	23	21	16	15	30	25	
4																															
研究職	1																														
	2			2															1												
	3	3	1	5	2	4	1	3	1	1	2			1	1	2	2			2	2	3	1		5	2	1	1	3		
	4	2	1	2	2			1	1	1	1	1																			
	5																														

87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	
	1	2	5	5	4	2	6	1	3	1		5	2		2	1	1	1	1						1	3					
13	19	10	17	14	7	216																									
36	13	499																													
	4																														
1	3	2	10	4	7	5	10	6	10	2	7	8	5	7	8	8	8	11	3	5	3	12	2	17	4	11	3	15	3	7	
7	5	14	4	11	5	12	7	15	9	96																					
		39																													
1	6		2	4	4		2	2	1		1	2	4	1	4	2	5	2	3	1	3	1	2	4	2	1	2	2		1	
20	47	32	41	25	32	31	26	18	37	22	33	33	23	50	20	32	21	30	33	32	51	19	40	27	47	29	14	35	39	30	
1	1	1		1			1	1	4		6	3		1	1	1															
36	92	21	84	58	87	38	69	35	129	44	79	40	98	50	77	65	44	65	58	67	90	63	74	68	74	88	79	81	75	81	
4	4	3	1	2	2	1	2	2	3	1	2	1	2	2	1	2	1		1			2									
14	15	17	17	16	24	140																									
2	1	1		1	1	28																									

給料表	給 級	号給																												
		118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
行政職	1																													
	2								4																					
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
	10																													
公安職	1																													
	2																													
	3																													
	4	4	18	5	19	2	15	10	120																					
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
教育職 (1)	1		1	2		2	1	1		1	1	1			2			1	1		1	1			2			2	2	
	2	38	35	29	32	31	23	31	30	24	23	23	17	23	19	29	10	19	17	12	93									
	特2																													
	3																													
	4																													
教育職 (2)	1																													
	2	114	65	130	68	170	75	143	108	85	116	80	100	84	95	85	96	108	105	78	85	79	52	58	64	58	71	63	52	57
	特2																													
	3																													
研究職	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													



給料表	給 号 級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
			医療職(1)	1																									
	2	4														1													
	3	4																											
	4	9																											
医療職(2)	1																												
	2	13													1		1		1		2							2	
	3	29								2				1							5				1	1			
	4	22																											
	5	69																											
	6	5																											
	7	5																											
医療職(3)	1																												
	2	12										3			1	4		1							1				
	3	21								1												2				1		1	
	4	18																											
	5	41																											
	6																												

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。



27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
	1				1						1																				
									1								1										1				
											1	1					1								1						
1		1				2			1			1																			
	2		1	1		3					1	3				1	1										2		2		
		1			1	2		2				1	1	1							1	1	2	1	1		1		1		
			1									1				3	1			1					1	1	1	1		1	
																				1									1	1	
						3		2																							
1	1																														
	2			1		3		1					1	2							1			1					2		
																							1	1	2				1		

給料表	号給 級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
		医療職(1)	1																												
	2																														
	3	1																													
	4				1		1	3																							
医療職(2)	1																														
	2																														
	3				1											1															
	4	1								1													1			2					
	5	1		2			1	2		2	1	2		2		2	1	1	3	2		2	1	1		1	2		2		
	6		2																												
	7																														
医療職(3)	1																														
	2																														
	3			1										1																	
	4				1		2				1								1	1	1					1					
	5								1				1		1	2		1						2		1	2		1		
	6																														



給料表	給 級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	
		医療職(1)	1																												
	2																														
	3																														
	4																														
医療職(2)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
医療職(3)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														



第4表

給料表別、級別、

給料表	年齢	計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
行政職	計	4,517人		13	12	25	26	62	48	67	52	44	44	51	59	67	82	83	108	113	122	116	146	
	1	404		13	12	25	26	62	48	67	52	44	29	11	5	4	2	1	2				1	
	2	565											15	40	54	62	79	64	68	54	44	26	23	
	3	904															1	18	38	59	76	89	115	
	4	1,259																			1		7	
	5	909																						
	6	183														1							1	
	7	216																				1		
	8	59																						
	9	18																						
10																								
公安職	計	2,159		15	24	18	34	41	62	70	47	61	67	67	75	63	79	56	62	77	49	57	42	
	1	325		15	24	18	34	41	62	54	16	15	13	9	7	5	2	4	2	4				
	2	304								16	31	37	42	37	46	20	23	14	17	12	4	3	2	
	3	364										9	12	21	22	36	44	27	29	43	24	25	19	
	4	659														2	10	10	14	18	21	29	21	
	5	390																						
	6	53																						
	7	40																	1					
	8	15																						
9	9																							
教育職(1)	計	3,443					1	11	18	21	27	26	35	37	42	65	52	79	90	103	117	101	113	
	1	226					1		1	3	3	4	7	5	4	7	4	13	15	6	8	9	15	
	2	2,961						11	17	18	24	22	28	32	38	58	48	66	75	97	109	92	98	
	特2	22																						
	3	148																						
4	86																							
教育職(2)	計	7,842					38	49	52	38	39	41	55	61	76	64	82	84	93	111	127	143		
	1																							
	2	6,657					38	49	52	38	39	41	55	61	76	64	82	84	93	111	127	143		
	特2	87																						
	3	568																						
4	530																							

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

年 齡 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢	
111	150	194	178	183	164	170	174	121	136	140	152	144	109	108	118	146	119	138	166	140	116		42.8 歳	
																								23.7
13	6	5	4	3			1				1	1			1			1					32.4	
64	87	100	62	53	35	34	24	16	7	7	7	5	1	1	2	2			1				38.7	
34	56	88	112	127	125	122	91	63	67	67	57	47	33	28	40	33	22	9	14	8	8		45.2	
					4	14	58	42	60	61	74	76	57	54	42	65	54	74	80	49	45		51.8	
									2	4	13	13	9	10	9	15	14	15	22	37	18		54.5	
	1											2	9	14	21	25	19	30	33	31	30		55.5	
										1				1	3	6	9	5	8	11	15		56.6	
		1															1	4	8	4			55.9	
33	31	40	30	27	43	40	42	25	46	56	56	50	54	53	67	67	72	66	81	59	55		39.5	
																								23.3
																								28.5
16	11	12	7	1	1	3	1			1													33.2	
16	19	25	15	21	27	28	24	10	19	31	26	25	19	28	27	36	27	33	36	20	22		46.5	
1	1	3	8	5	15	9	16	15	26	21	28	20	28	17	31	20	26	27	31	25	17		51.2	
							1		1	3	2	4	6	4	6	7	9		3	3	4		53.2	
												1	1	4	3	4	7	4	7	5	3		54.8	
																	3		2	4	6		57.7	
																		2	2	2	3		57.7	
117	118	119	120	109	138	150	141	128	123	102	131	137	115	108	101	109	94	101	74	62	108		43.6	
17	9	7	13	10	8	12	9	4	5	3	3	2	3	9	1	3	1		2				38.4	
100	109	112	107	99	130	138	132	124	116	93	123	120	91	70	76	79	66	72	53	46	72		43.0	
													1	3	1	5	5	2		1	4		55.0	
									2	6	5	15	20	24	21	17	12	11	4	1	10		52.9	
															2	2	5	10	16	15	14	22	56.9	
173	228	263	288	292	281	351	349	356	376	379	390	353	391	344	364	360	308	281	232	175	155		45.9	
173	228	263	288	292	281	351	338	346	342	345	339	283	296	256	253	246	193	147	114	77	53		44.5	
							11	10	13	9	10	7	5	4	5	8	1	1		3			49.2	
									21	25	41	59	78	58	56	50	44	48	37	25	26		52.8	
												4	12	26	50	56	70	85	81	70	76		55.9	

給料表	年齢 級	計	18 歳未 満	18 歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
研究職	計	196							1	3		2	3	1	2	3	3	2	1	4	7	12	4
	1	7							1	3		1	1			1							
	2	24									1	2	1	2	2	3	2	1	3	2	1	3	
	3	143																		1	5	11	1
	4	18																					
	5	4																					
医療職 (1)	計	17															1				1	2	
	1																						
	2	4																1			1	2	
	3	4																					
	4	9																					
医療職 (2)	計	143								1	2	4	1	1	4	4	4	2	4	7	5	1	
	1																						
	2	13								1	2	3	1		2	1	2	1					
	3	29										1		1	2	3	2	1	4	5	1		
	4	22																		2	4	1	
	5	69																					
	6	5																					
	7	5																					
医療職 (3)	計	92					3	1	3	1	2	1	1	1	1	1	3	2	2	2	2	2	1
	1																						
	2	12					3	1	3	1	2	1	1										
	3	21													1	1	3	2	2	2	2	2	1
	4	18																					
	5	41																					
	6																						
全給料表	18,409		28	36	43	61	155	179	216	166	176	195	213	241	279	288	308	349	396	416	420	452	

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。



38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以上	平均年齡		
4	3	9	3	12	10	10	14	4	8	9	7	4	5	3	3	8	4	9	9	5	5		44.2 歲		
																								25.4	
				1																				32.4	
4	3	9	3	11	10	10	14	4	8	9	7	4	5	3	3	7	2	6	3					45.1	
																1	2	3	4	4	4			57.1	
																			2	1	1			57.8	
				1	2				1		1		1	1				1	1		1	3		48.8	
																								35.0	
				1	2					1														44.3	
									1				1	1				1	1		1	3		56.9	
5	5	7	2	4	4	2	6	4	6	7	9	6	2	3	4	5	3	2	9	5	3			43.8	
																								28.8	
2	2	2		2			1																	35.0	
3	2	2	1	2	1		1	1		1	1													40.0	
	1	3	1		3	2	4	3	6	6	8	6	2	3	3	4	3	2	5	2	2			49.7	
																1	1			2	1			55.8	
																			2	2	1			57.8	
3	2	2	1	4		3	3	4	6	3	3	2	5	2	6	2	3	4		1	5			43.0	
																								24.4	
2			1	1		1																		34.9	
1	2	2		3		2	1	2	2						1	1					1			44.8	
							2	2	4	3	3	2	5	2	5	1	3	4		1	4			51.8	
446	537	634	622	632	642	726	729	642	702	696	749	696	682	622	663	697	603	602	572	447	448	3		43.9	

第5表

## 給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
	級						
計	人員数	18,409 人	13,985 人	959 人	3,456 人	9 人	15.1 年
	構成比	100.0 %	76.0 %	5.2 %	18.8 %	0.0 %	— %
行政職	計	4,517	2,189	77	2,242	9	14.0
	1	404	206	30	168		14.2
	2	565	198	4	362	1	13.4
	3	904	415	2	484	3	13.8
	4	1,259	560	1	695	3	13.8
	5	909	445	24	438	2	14.0
	6	183	122	8	53		14.8
	7	216	172	6	38		15.2
	8	59	53	2	4		15.7
	9	18	18				16.0
	10						
構成比	100.0 %	48.5 %	1.7 %	49.6 %	0.2 %	—	
公安職	計	2,159	1,003	104	1,052		14.0
	1	325	101	33	191		13.4
	2	304	196	24	84		14.7
	3	364	212	22	130		14.5
	4	659	271	18	370		13.7
	5	390	161	4	225		13.7
	6	53	25	1	27		13.9
	7	40	21	1	18		14.2
	8	15	9		6		14.4
	9	9	7	1	1		15.3
	構成比	100.0 %	46.5 %	4.8 %	48.7 %		—
教育職(1)	計	3,443	3,169	118	156		15.8
	1	226	65	68	93		13.8
	2	2,961	2,850	50	61		15.9
	特2	22	22				16.0
	3	148	148				16.0
	4	86	84		2		15.9
	構成比	100.0 %	92.1 %	3.4 %	4.5 %		—
教育職(2)	計	7,842	7,250	592			15.8
	1						
	2	6,657	6,084	573			15.8
	特2	87	87				16.0
	3	568	552	16			15.9
	4	530	527	3			16.0
	構成比	100.0 %	92.5 %	7.5 %			—

給料表	学歴		計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学年数
	級							
研究職	計		196	189	3	4		15.9年
	1		7	7				16.0
	2		24	24				16.0
	3		143	138	3	2		15.9
	4		18	16		2		15.6
	5		4	4				16.0
	構成比		100.0 %	96.4 %	1.5 %	2.1 %		—
医療職(1)	計		17	17				18.0
	1							
	2		4	4				18.0
	3		4	4				18.0
	4		9	9				18.0
	構成比		100.0 %	100.0 %				—
医療職(2)	計		143	113	30			15.6
	1							
	2		13	7	6			15.1
	3		29	20	9			15.4
	4		22	19	3			15.7
	5		69	57	12			15.7
	6		5	5				16.0
	7		5	5				16.0
	構成比		100.0 %	79.0 %	21.0 %			—
医療職(3)	計		92	55	35	2		15.1
	1							
	2		12	12				16.0
	3		21	12	9			15.1
	4		18	1	17			13.9
	5		41	30	9	2		15.4
	6							
	構成比		100.0 %	59.8 %	38.0 %	2.2 %		—

- (注) 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年岩手県人事委員会規則第12号)別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分(この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。)、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
- 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし、医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。

第6表

## 給 料 表 別

区分 級	行政職					公安職				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 4,517	円 337,857	歳 42.8	年 22.3	年 14.0	人 2,159	円 326,418	歳 39.5	年 18.9	年 14.0
1	404	176,966	23.7	3.2	14.2	325	199,567	23.3	3.4	13.4
2	565	239,649	32.4	12.4	13.4	304	238,661	28.5	6.9	14.7
3	904	307,080	38.7	18.4	13.8	364	278,513	33.2	11.8	14.5
4	1,259	369,621	45.2	24.9	13.8	659	378,400	46.5	26.2	13.7
5	909	403,583	51.8	31.3	14.0	390	420,301	51.2	31.1	13.7
6	183	418,978	54.5	33.0	14.8	53	438,917	53.2	32.8	13.9
7	216	443,495	55.5	33.5	15.2	40	451,084	54.8	34.3	14.2
8	59	469,649	56.6	33.6	15.7	15	468,016	57.7	37.2	14.4
9	18	511,977	55.9	32.4	16.0	9	481,844	57.7	36.2	15.3
10										

区分 級	教育職(1)					教育職(2)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 3,443	円 365,390	歳 43.6	年 21.1	年 15.8	人 7,842	円 381,270	歳 45.9	年 23.5	年 15.8
1	226	281,104	38.4	17.7	13.8					
2	2,961	363,820	43.0	20.4	15.9	6,657	370,682	44.5	22.1	15.8
特2	22	437,815	55.0	32.5	16.0	87	411,267	49.2	26.8	16.0
3	148	447,183	52.9	30.3	16.0	568	429,389	52.8	30.3	15.9
4	86	481,653	56.9	34.3	15.9	530	457,763	55.9	33.3	16.0

級 別 給 料 額 等

区分 級	研究職					医療職(1)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 196	円 367,702	歳 44.2	年 21.4	年 15.9	人 17	円 511,629	歳 48.8	年 20.2	年 18.0
1	7	198,371	25.4	2.4	16.0					
2	24	271,237	32.4	9.7	16.0	4	401,975	35.0	9.5	18.0
3	143	380,557	45.1	22.3	15.9	4	496,475	44.3	18.5	18.0
4	18	434,150	57.1	34.8	15.6	9	567,100	56.9	25.7	18.0
5	4	484,225	57.8	35.0	16.0					

区分 級	医療職(2)					医療職(3)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 143	円 341,997	歳 43.8	年 20.8	年 15.6	人 92	円 342,432	歳 43.0	年 21.1	年 15.1
1										
2	13	217,646	28.8	6.8	15.1	12	209,858	24.4	1.7	16.0
3	29	267,910	35.0	11.7	15.4	21	282,890	34.9	12.3	15.1
4	22	321,227	40.0	16.9	15.7	18	355,143	44.8	24.0	13.9
5	69	390,810	49.7	26.6	15.7	41	406,151	51.8	30.0	15.4
6	5	415,831	55.8	33.4	16.0					
7	5	438,940	57.8	34.8	16.0					

第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験 年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
計		人 2,189 (71,263)	円 340,937 (319,990)	人 2,242 (55,511)	円 335,536 (349,310)
1年未満		47 (1,153)	179,363 (179,919)	13 (510)	140,100 (141,284)
1年以上 2年未満		40 (1,093)	195,387 (185,998)	11 (252)	144,863 (146,967)
2年以上 3年未満		51 (1,754)	190,750 (193,293)	30 (239)	149,430 (150,149)
3年以上 5年未満		73 (3,727)	200,955 (206,568)	46 (499)	158,834 (163,114)
5年以上 7年未満		42 (4,034)	209,811 (224,729)	26 (393)	175,072 (180,363)
7年以上 10年未満		88 (7,493)	236,291 (247,528)	36 (915)	202,791 (200,510)
10年以上 15年未満		354 (12,932)	276,432 (285,932)	214 (2,329)	227,149 (237,002)
15年以上 20年未満		386 (13,097)	333,604 (336,328)	237 (5,849)	272,871 (290,171)
20年以上 25年未満		415 (10,610)	376,382 (381,555)	455 (10,817)	332,805 (327,424)
25年以上 30年未満		302 (8,320)	402,742 (409,186)	350 (10,676)	365,957 (366,668)
30年以上 35年未満		278 (5,716)	436,020 (419,686)	322 (12,335)	391,548 (389,761)
35年以上		113 (1,334)	445,956 (425,990)	502 (10,697)	411,045 (411,017)

(注) ( )内は、人事院が調査した全国数値である。なお、平均給料額については、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額である。

第8表

## 扶養手当の支給状況

区分	扶養手当 受給職員数 (人)	受給者1人 当たりの平 均手当額 (円)	支給額別扶養親族数 【 】内は手当額			
			配偶者 (人)	配偶者のない 職員の扶 養親族のう ちの1人 (人)	扶養親族で ある子、父 母等(人)	計(人)
給料表			【13,000円】	【11,000円】	【6,500円】	
計	9,449	19,993	4,973	460	14,469	19,902 [ 5,032 ]
行政職	2,517	20,574	1,565	124	3,711	5,400 [ 1,191 ]
公安職	1,407	21,122	1,199	12	1,734	2,945 [ 546 ]
教育職(1)	1,733	19,920	857	91	2,760	3,708 [ 888 ]
教育職(2)	3,564	19,166	1,213	224	5,932	7,369 [ 2,304 ]
研究職	125	20,880	90	3	178	271 [ 50 ]
医療職(1)	12	19,833	10		12	22 [ 6 ]
医療職(2)	74	19,405	39	3	114	156 [ 31 ]
医療職(3)	17	17,352		3	28	31 [ 16 ]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。  
 2 「計」欄の〔 〕内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。

第9表

## 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者1人 当たりの平 均手当月額
旧支給割合	25%	20%	18~16%	16%	14~12%	12~8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 18	人 63	人 39	人 271	人 863	人 575	人 1,829	円 50,131 (56,290)

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。  
 2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。  
 3 ( )内は、条例附則による減額前の額である。  
 4 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第2項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。

第10表

## 職 員 の 住 居 施

## 1 住居の種類別等利用状況

区分 給料表	公団・公営住宅	民間賃貸住宅	間借り	下宿	計	単身赴任職員の配偶者等の住宅(借家等)
	人	人	人	人	人	人
計	13	3,984	1	2	4,000	78
行政職	2	881			883	34
公安職		220			220	18
教育職(1)	2	1,001	1		1,004	15
教育職(2)	9	1,794		2	1,805	9
研究職		43			43	
医療職(1)		3			3	1
医療職(2)		28			28	
医療職(3)		14			14	1

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。  
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために  
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

## 2 住居の種類別等住居費負担状況

区分	家賃額 計	12千円未満	12	13	15	17	19	21	23	25	27
			5	5	5	5	5	5	5	5	5
公団・公営住宅	13人		13	15	17	19	21	23	25	27	29
民間賃貸住宅	3,984人				2		3	2	1	12	13
間借り	1人										
下宿	2人							2			
計	4,000人				2		3	4	3	14	14
累計	人員	—人			2	2	5	9	12	26	40
	比率	—%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.7
単身赴任職員の配偶者等の住宅	78人										

(注) 住居手当を受給している職員のみを対象としている。

## 3 住居手当の支給状況

区分 受給者数・平均 手当月額	借家・借間			小計	単身赴任職員の 配偶者等の住宅 (借家等)
	11千円未満	11千円以上 27千円未満	27千円		
手当受給者数	9人	1,988人	2,003人	4,000人	78人
受給者1人当たりの平均手当月額	24,704円				12,914円



# 設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

29 ㄱ	31 ㄱ	33 ㄱ	35 ㄱ	37 ㄱ	39 ㄱ	41 ㄱ	43 ㄱ	45 ㄱ	47 ㄱ	49 ㄱ	51 ㄱ	53 ㄱ	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
								6	2				
38	11	17	64	75	186	87	111	270	198	394	219	278	2,003
1													
39	11	17	64	75	186	87	111	276	200	394	219	278	2,003
79	90	107	171	246	432	519	630	906	1,106	1,500	1,719	1,997	4,000
2.0	2.3	2.7	4.3	6.2	10.8	13.0	15.8	22.7	27.7	37.5	43.0	49.9	100.0
					3	1		5	2	9	1	4	53

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
	計	14,602 人	463 人	1,021 人	241 人	1,725 人
	行 政 職	3,253	280	666	169	1,115
	公 安 職	1,345	72	240	3	315
	教 育 職 (1)	2,830	58	38	35	131
	教 育 職 (2)	6,819	44	60	22	126
	研 究 職	168		8	4	12
	医 療 職 (1)	3	1			1
	医 療 職 (2)	122	5	4	6	15
	医 療 職 (3)	62	3	5	2	10

(注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表	運賃額	計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
			未満	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
行 政 職	1,439 人	779	110	91	24	35	12	21	6	42	2	5	7	12	
公 安 職	328 人	212	79	20	5	7		2	1		1				
教 育 職 (1)	289 人	52	14	8	5	9	1	5	6	4	2	11			11
教 育 職 (2)	185 人	62	18	17	6	2	4	4	2	3	1	5			8
研 究 職	19 人	7	3		1			1	1						2
医 療 職 (1)	2 人	1		1											
医 療 職 (2)	23 人	6	2	1				1					2		
医 療 職 (3)	19 人	5	2					1					1		1
計	2,304 人	1,124	228	138	41	53	17	35	16	49	6	24	9	32	
累 人員	— 人	1,124	1,352	1,490	1,531	1,584	1,601	1,636	1,652	1,701	1,707	1,731	1,740	1,772	
計 比率	— %	48.8	58.7	64.7	66.4	68.8	69.5	71.0	71.7	73.8	74.1	75.1	75.5	76.9	

(注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

## 勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
11,703 人	78 人	517 人	12,298 人	415 人	16 人	148 人	579 人
1,403	39	372	1,814	194	13	117	324
900	32	85	1,017	8		5	13
2,517	3	21	2,541	140	2	16	158
6,606	3	25	6,634	53	1	5	59
144		5	149	6		1	7
1			1	1			1
95		4	99	5		3	8
37	1	5	43	8		1	9

36	38	40	42	44	45	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90千円
5	2	4		2	1	1	12	70	7	80	31	52	10	4	2	10
	1															
	1	2	1	1		1	10	10	12	53	19	33	6	8		4
						1	1	3	5	19	11	13				
										3						1
		1					1			5	1	1	1			1
								1	1	2	1	2	1			1
5	4	7	1	3	1	3	24	84	25	162	63	101	18	12	2	17
1,777	1,781	1,788	1,789	1,792	1,793	1,796	1,820	1,904	1,929	2,091	2,154	2,255	2,273	2,285	2,287	2,304
77.1	77.3	77.6	77.6	77.8	77.8	78.0	79.0	82.6	83.7	90.8	93.5	97.9	98.7	99.2	99.3	100.0

(交通機関等と交通用具との併用者にあつては、交通機関等に係る額のみ) により調査した。

### 3 交通用具の使用距離別職員数

距 離		計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20
			未満	5	8	10	12	14	16	18	20	22
交通用具												
自 動 車		12,118 人	1,734	1,474	1,271	1,132	840	728	630	563	487	361
オ ー ト バ イ 等		94 人	39	26	15	4	4		2	2	1	
自 転 車		665 人	568	75	10	4	2		3		1	
計		12,877 人	2,341	1,575	1,296	1,140	846	728	635	565	489	361
累 計	人 員	— 人	2,341	3,916	5,212	6,352	7,198	7,926	8,561	9,126	9,615	9,976
	比 率	— %	18.2	30.4	40.5	49.3	55.9	61.6	66.5	70.9	74.7	77.5

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、交通用具の使用距離により調査した。  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

### 4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

料金額		計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
			未満	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80	以上
給料表														
計		199 人	69	16	38	36	24	8	1	7				
行 政 職		49 人	6	9	15	11	5	2		1				
公 安 職		3 人	3											
教 育 職 (1)		114 人	54	5	12	22	11	5		5				
教 育 職 (2)		18 人	2	1	6	1	6	1	1					
研 究 職		4 人	2		2									
医 療 職 (1)		0 人												
医 療 職 (2)		11 人	2	1	3	2	2			1				
医 療 職 (3)		0 人												

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

22 ㄱ 24	24 ㄱ 26	26 ㄱ 28	28 ㄱ 30	30 ㄱ 32	32 ㄱ 34	34 ㄱ 36	36 ㄱ 38	38 ㄱ 40	40 ㄱ 45	45 ㄱ 50	50 ㄱ 55	55 ㄱ 60	60 k m 以上
348	286	270	193	214	187	144	145	124	284	189	135	86	293
								1					
1	1												
349	287	270	193	214	187	144	145	125	284	189	135	86	293
10,325	10,612	10,882	11,075	11,289	11,476	11,620	11,765	11,890	12,174	12,363	12,498	12,584	12,877
80.2	82.4	84.5	86.0	87.7	89.1	90.2	91.4	92.3	94.5	96.0	97.1	97.7	100.0

5 通勤手当の支給状況

区分 給料表	交通機関等					交通用具							
	手当受給者数				受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手当受給者数							受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
	45千円 未満	45千円 以上 ㄱ 65千円 未満	65千円	小計		4 k m 未満	4 k m 以上 ㄱ 10 k m 未満	10 k m 以上 ㄱ 20 k m 未満	20 k m 以上 ㄱ 40 k m 未満	40 k m 以上 ㄱ 60 k m 未満	60 k m 以上	小計	
計	人 1,792	人 493	人 19	人 2,304	円 21,203	人 2,341	人 4,011	人 3,263	人 2,275	人 694	人 293	人 12,877	円 9,305
行政職	1,159	268	12	1,439	19,440	679	529	382	332	153	63	2,138	9,195
公安職	328			328	9,963	315	354	240	113	5	3	1,030	6,246
教育職(1)	133	152	4	289	37,849	445	786	515	531	258	164	2,699	11,644
教育職(2)	132	53		185	25,796	839	2,248	2,049	1,246	256	55	6,693	8,828
研究職	15	3	1	19	24,496	23	58	36	23	15	1	156	9,603
医療職(1)	2			2	12,539	1	1					2	3,350
医療職(2)	13	9	1	23	33,272	21	18	28	26	7	7	107	13,174
医療職(3)	10	8	1	19	33,860	18	17	13	4			52	5,730

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第12表

## 単身赴任手当の支給状況

## 1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

任命権者	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 387	人 335	人 220	人 432	人 15	人 5	人 10	人 7	人 1,411
知事	333				15	5	10	7	370
教育委員会	46		220	432					698
本庁等	10		3	8					21
高等学校等	21		217						238
小・中学校	15			424					439
警察本部長	8	335							343
その他									0

## 2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

支給額	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 387	人 335	人 220	人 432	人 15	人 5	人 10	人 7	人 1,411
23,000円 80km未満	50	156	27	104	1		4	1	343
27,000円 80km以上 100km未満	84	54	49	80	3		4	1	275
29,000円 100km以上 150km未満	221	92	120	161	10	3	2	4	613
30,500円 150km以上 200km未満	19	18	15	71	1			1	125
32,000円 200km以上 250km未満	2	1	5	10		1			19
33,500円 250km以上 300km未満		1	1	3					5
35,000円 300km以上 500km未満				2					2
41,000円 500km以上 700km未満	7	4	2	1					14
47,000円 700km以上 900km未満		1					1		2
53,000円 900km以上 1,100km未満	1								1
58,000円 1,100km以上 1,300km未満	1								1
63,000円 1,300km以上 1,500km未満		3							3
68,000円 1,500km以上	2	5	1						8

(注) 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。

第13表

再任用職員の適用給料表別、級別人員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表	44人	人	人	44人	人	人	人	人
公安職給料表	12			1	11			
教育職給料表(1)	53	12	41					
研究職給料表	4		4					
医療職給料表(2)	1			1				
給料表計	114							

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表	35人	人	35人	人	人	人	人	人
教育職給料表(2)	8		8					
給料表計	43							





## 2 職種別民間給与実態調査関係



## 平成 25 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成 25 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### 2 調査機関及び方法

本委員会及び人事院の職員等が調査該当事業所において、事業所の給与担当者に面接して調査を行った。

### 3 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 445 事業所

#### (2) 調査対象職種

78 職種(うち初任給関係職種 19)

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

上記 3 の(1)の事業所を組織、規模、産業によって 10 層に層化し、これらの層から 149 事業所を無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第 14 表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

#### (3) 調査実人員

4,352 人(うち初任給関係職種 132 人)であるが、行政職に相当する調査実人員は 3,349 人である。

なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は 20,127 人であり、うち、行政職に相当するものは 13,367 人である。

### 5 調査結果

調査結果は、第 14 表から第 26 表までに示すとおりである。



第14表

## 産業別、規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 130	事業所 37	事業所 70	事業所 23
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	3	2	—	1
製 造 業	72	20	37	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	15	3	11	1
卸売業、小売業	11	1	10	—
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	5	3	2	—
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	24	8	10	6

- (注) 1 上記のほか、調査において、規模が調査の対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が17所あった。
- 2 調査対象事業所149事業所から規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた147事業所に占める調査完了事業所130所の割合(調査完了率)は、88.4%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業(郵便局に分類されるものを除く)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第15表

## 職 種 別 に み た

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	( 855 ) 5	( 51.5 ) 54.4	( 739,252 ) 802,999	( 1,118 ) 0	( 738,134 ) 802,999
	工 場 長	( 634 ) 15	( 51.9 ) 51.4	( 681,411 ) 585,116	( 1,213 ) 540	( 680,198 ) 584,576
	事 務 部 長	( 14,364 ) 110	( 51.6 ) 53.2	( 706,493 ) 606,409	( 3,206 ) 85	( 703,287 ) 606,324
	技 術 部 長	( 9,008 ) 51	( 51.5 ) 52.6	( 652,227 ) 646,058	( 1,794 ) 429	( 650,433 ) 645,629
	事 務 部 次 長	( 5,629 ) 23	( 50.5 ) 52.7	( 644,143 ) 494,873	( 7,570 ) 177	( 636,573 ) 494,696
	技 術 部 次 長	( 2,920 ) X	( 50.2 ) 48.5	( 616,822 ) 536,242	( 3,047 ) 3,317	( 613,775 ) 532,925
	事 務 課 長	( 28,018 ) 206	( 47.5 ) 50.3	( 595,674 ) 563,337	( 9,156 ) 10,711	( 586,518 ) 552,626
	技 術 課 長	( 22,929 ) 158	( 47.7 ) 48.8	( 550,022 ) 530,260	( 6,898 ) 6,394	( 543,124 ) 523,866
	事 務 課 長 代 理	( 10,034 ) 81	( 45.2 ) 45.4	( 545,014 ) 472,200	( 36,345 ) 27,421	( 508,669 ) 444,779
	技 術 課 長 代 理	( 6,151 ) 22	( 45.1 ) 48.4	( 484,391 ) 415,393	( 30,773 ) 27,588	( 453,618 ) 387,805
	事 務 係 長	( 31,555 ) 372	( 43.1 ) 52.8	( 464,399 ) 487,192	( 50,486 ) 50,386	( 413,913 ) 436,806
	技 術 係 長	( 25,908 ) 152	( 43.5 ) 47.2	( 482,390 ) 442,401	( 71,423 ) 63,970	( 410,967 ) 378,431
	事 務 主 任	( 23,164 ) 179	( 39.9 ) 43.2	( 408,395 ) 386,460	( 54,535 ) 48,670	( 353,860 ) 337,790
	技 術 主 任	( 19,868 ) 90	( 40.6 ) 40.4	( 430,446 ) 374,389	( 73,465 ) 55,841	( 356,981 ) 318,548
	事 務 係 員	( 122,298 ) 1,046	( 34.8 ) 39.0	( 325,739 ) 293,940	( 40,027 ) 28,892	( 285,712 ) 265,048
	技 術 係 員	( 87,266 ) 837	( 34.2 ) 35.2	( 345,170 ) 323,244	( 59,444 ) 51,008	( 285,726 ) 272,236

(注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

民 間 給 与 額 等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第16表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長 級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び 部次長級専門職	同 上
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長 級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び 課長代理級専門職	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
	同 上
	同 上

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
技能・労務関係職種	電話交換手	( 98 ) X	( 45.0 ) 44.5	( 271,256 ) 266,700	( 10,024 ) 0	( 261,232 ) 266,700
	自家用乗用自動車 運 転 手	( 328 ) X	( 51.1 ) 47.5	( 421,082 ) 302,403	( 81,934 ) 18,253	( 339,148 ) 284,150
	守 衛 ・ 警 備 員	( 1,493 ) -	( 43.9 ) -	( 344,992 ) -	( 78,049 ) -	( 266,943 ) -
	用 務 員	( 443 ) 31	( 49.8 ) 52.8	( 283,776 ) 355,327	( 16,205 ) 22,461	( 267,571 ) 332,866
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	( 278 ) 5	( 60.5 ) 63.5	( 810,531 ) 866,196	( 4,391 ) 6,000	( 806,139 ) 860,196
	大 学 教 授	( 2,586 ) 36	( 57.0 ) 57.4	( 723,525 ) 634,151	( 5,540 ) 13,457	( 717,985 ) 620,694
	大 学 准 教 授	( 2,032 ) 36	( 47.5 ) 51.5	( 575,876 ) 551,869	( 5,574 ) 23,693	( 570,302 ) 528,176
	大 学 講 師	( 1,268 ) 44	( 43.9 ) 48.1	( 516,023 ) 513,519	( 2,546 ) 26,633	( 513,477 ) 486,886
	大 学 助 教	( 768 ) 71	( 39.6 ) 42.6	( 467,336 ) 466,711	( 5,545 ) 45,152	( 461,791 ) 421,559
	大 学 助 手	( 294 ) -	( 36.6 ) -	( 436,220 ) -	( 220 ) -	( 436,000 ) -
	高 等 学 校 校 長	( 49 ) -	( 61.4 ) -	( 752,157 ) -	( 4,358 ) -	( 747,799 ) -
	高 等 学 校 教 頭	( 181 ) X	( 56.1 ) 55.5	( 659,525 ) 528,772	( 6,120 ) 0	( 653,405 ) 528,772
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	( 23 ) -	( 54.4 ) -	( 607,734 ) -	( 6,410 ) -	( 601,324 ) -
	高 等 学 校 指 導 教 諭	( 18 ) -	( 53.2 ) -	( 561,727 ) -	( 0 ) -	( 561,727 ) -
	高 等 学 校 教 諭	( 2,458 ) 17	( 44.3 ) 38.2	( 496,631 ) 358,588	( 4,415 ) 0	( 492,216 ) 358,588
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	( 64 ) -	( 53.5 ) -	( 870,638 ) -	( 118 ) -	( 870,520 ) -
	研 究 部 ( 課 ) 長	( 1,400 ) 18	( 49.8 ) 53.6	( 672,306 ) 619,594	( 1,947 ) 2,595	( 670,359 ) 616,999
	研 究 室 ( 係 ) 長	( 781 ) 5	( 44.2 ) 42.7	( 543,331 ) 524,955	( 25,292 ) 20,648	( 518,039 ) 504,307
	主 任 研 究 員	( 2,595 ) 36	( 44.3 ) 45.0	( 549,312 ) 484,504	( 26,039 ) 15,596	( 523,273 ) 468,908
	研 究 員	( 3,915 ) 21	( 33.7 ) 30.9	( 385,454 ) 316,188	( 42,237 ) 33,941	( 343,217 ) 282,247
	研 究 補 助 員	( 794 ) 12	( 33.8 ) 38.7	( 307,632 ) 345,466	( 34,984 ) 5,669	( 272,648 ) 339,797

(注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。





職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	( 75 ) -	( 60.8 ) -	( 1,641,950 ) -	( 39,413 ) -	( 1,602,537 ) -
	副 院 長	( 218 ) -	( 56.9 ) -	( 1,496,411 ) -	( 84,487 ) -	( 1,411,924 ) -
	医 科 長	( 626 ) -	( 50.6 ) -	( 1,288,738 ) -	( 137,829 ) -	( 1,150,909 ) -
	医 師	( 1,346 ) -	( 42.0 ) -	( 1,026,186 ) -	( 109,764 ) -	( 916,422 ) -
	歯 科 医 師	( 53 ) -	( 40.2 ) -	( 775,296 ) -	( 16,786 ) -	( 758,510 ) -
	薬 局 長	( 235 ) 8	( 49.7 ) 52.7	( 494,533 ) 477,249	( 27,407 ) 15,328	( 467,126 ) 461,921
	薬 剤 師	( 1,444 ) 31	( 35.5 ) 37.0	( 348,091 ) 362,541	( 34,696 ) 18,242	( 313,395 ) 344,299
	診療放射線技師	( 1,683 ) 37	( 39.5 ) 41.3	( 382,082 ) 366,998	( 38,115 ) 27,284	( 343,967 ) 339,714
	臨床検査技師	( 1,886 ) 40	( 39.7 ) 42.8	( 339,506 ) 331,389	( 28,895 ) 17,861	( 310,611 ) 313,528
	栄 養 士	( 1,234 ) 28	( 36.4 ) 39.6	( 274,017 ) 282,566	( 13,778 ) 496	( 260,239 ) 282,070
	理学療法士	( 2,955 ) 38	( 31.3 ) 35.4	( 291,651 ) 277,128	( 13,295 ) 2,762	( 278,356 ) 274,366
	作業療法士	( 2,161 ) 25	( 30.9 ) 30.8	( 278,720 ) 259,460	( 11,150 ) 2,617	( 267,570 ) 256,843
	総看護師長	( 272 ) 8	( 54.5 ) 54.5	( 511,626 ) 418,896	( 5,968 ) 7,915	( 505,658 ) 410,981
	看護師長	( 3,199 ) 55	( 46.9 ) 52.0	( 424,300 ) 403,880	( 33,579 ) 24,548	( 390,721 ) 379,332
	看護師	( 9,025 ) 221	( 36.9 ) 42.4	( 338,790 ) 362,776	( 44,021 ) 38,362	( 294,769 ) 324,414
	准看護師	( 4,819 ) 45	( 44.6 ) 46.2	( 296,736 ) 286,680	( 36,701 ) 16,993	( 260,035 ) 269,687

(注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。  
2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備	考
部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
部下に薬剤師 2 人以上	
部下に看護師長 5 人以上	
部下に看護師又は准看護師 5 人以上	

第16表

公民給与の比較における対応関係

職 員	民 間		
	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
10級及び 9級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第17表

## 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	円 184,227	円 183,369	円 185,714	円 X
	短大卒	144,360	X	144,281	—
	高校卒	144,099	—	144,556	X
新卒技術者	大学卒	178,664	176,292	179,920	—
	短大卒	160,506	X	160,614	—
	高校卒	147,499	154,100	145,033	X
新卒事務員 } 計 新卒技術者	大学卒	181,727	178,925	183,206	X
	短大卒	153,802	155,398	153,523	—
	高校卒	145,776	154,100	144,766	146,250

(注) Xは、採用人数が2人以下の場合である。

備考 職員の初任給月額は、Ⅰ種試験採用者（大卒相当）で172,200円、Ⅱ種試験採用者（短大卒相当）で152,800円、Ⅲ種試験採用者（高卒相当）で140,100円である。

第18表

## 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目 採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 16.0	% 6.1	% 93.9	% —	% 84.0
	500人以上	10.5	—	100.0	—	89.5
	100人以上 500人未満	22.7	8.8	91.2	—	77.3
	50人以上 100人未満	8.7	—	100.0	—	91.3
高校卒	規模計	7.2	6.8	93.2	—	92.8
	500人以上	1.9	—	100.0	—	98.1
	100人以上 500人未満	9.1	10.9	89.1	—	90.9
	50人以上 100人未満	8.7	—	100.0	—	91.3

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表

## 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
		%	%	%	%	%
係員	規模計	88.2	48.0	70.4	51.5	11.8
	500人以上	100.0	58.7	81.2	57.2	—
	100人以上 500人未満	84.2	44.8	60.3	55.4	15.8
	50人以上 100人未満	82.6	43.5	78.3	39.1	17.4
課長級	規模計	83.2	44.1	65.7	49.5	16.8
	500人以上	93.3	53.7	72.8	42.0	6.7
	100人以上 500人未満	80.0	41.9	57.7	58.0	20.0
	50人以上 100人未満	78.3	39.1	73.9	43.5	21.7

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表

## 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階	項目	賃金カット等 を実施した事業所	賃金カット等を実施した 事業所における平均減額率
		%	%
係員		11.5%	4.3%
課長級		12.6%	4.5%

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第21表

## 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,565 円
配偶者と子1人	17,687 円
配偶者と子2人	22,203 円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第22表

## 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	54.1 %
非支給	45.9 %
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の 中位階層	25,000円以上 26,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第23表

## 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	部長級(非役員)		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規模計	53.3	46.7	53.9	46.1	56.5	43.5
500人以上	48.3	51.7	50.1	49.9	63.1	36.9
100人以上 500人未満	60.1	39.9	60.5	39.5	61.4	38.6
50人以上 100人未満	39.1	60.9	42.3	57.7	39.8	60.2

第24表

民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割 増 賃 金 率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割 合	累計割合	割 合	累計割合
31%以上	2.1	2.1	2.3	2.3
30%	55.7	57.7	49.0	51.4
29%	—	57.7	—	51.4
28%	4.1	61.8	6.0	57.4
27%	—	61.8	—	57.4
26%	—	61.8	—	57.4
25%	38.2	100.0	42.6	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第25表

民間における再雇用者（公的年金が支給される者）の給与水準の取扱い

	平成25年度以降に変更する		変更しない	検討中
	平成24年度と比べて引き上げる	平成24年度と比べて引き下げる		
月例給与	2.1%	0.6%	80.0%	17.3%
年間給与	2.1%	0.6%	80.0%	17.3%

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である（次表において同じ。）。

第26表

民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検討中
	高くする	低くする	同じにする	
月例給与	4.8%	—	75.7%	19.5%
年間給与	4.8%	—	75.7%	19.5%



### 3 生計費及び労働経済指標関係



## 平成25年4月の標準生計費算定方法の概要

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑費Ⅰ ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

### 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成25年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成25年4月の費目別標準生計費を算定した。

### 3 算定結果

算定結果は、第27表に示すとおりである。

第27表

## 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成25年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,680	29,370	41,500	53,620	65,740
住居関係費	47,960	50,580	45,560	40,540	35,520
被服・履物費	3,450	3,440	5,970	8,500	11,030
雑費Ⅰ	20,620	35,850	45,810	55,760	65,720
雑費Ⅱ	8,510	24,030	25,510	26,980	28,460
計	106,220	143,270	164,350	185,400	206,470

(単位：円)

## 参考1

## 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較

(平成25年4月)

区分	盛岡市		全国	
食料費	25,680	(97.0)	26,470	(100.0)
住居関係費	47,960	(96.2)	49,860	(100.0)
被服・履物費	3,450	(78.2)	4,410	(100.0)
雑費Ⅰ	20,620	(70.8)	29,140	(100.0)
雑費Ⅱ	8,510	(77.9)	10,920	(100.0)
計	106,220	(87.9)	120,800	(100.0)

(注) ( )内は、全国を100として計算した指数である。

(単位：円)

## 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.412	0.582	0.752	0.921
住居関係費	0.976	0.879	0.782	0.686
被服・履物費	0.294	0.511	0.728	0.945
雑費 I	0.353	0.452	0.550	0.648
雑費 II	0.433	0.459	0.486	0.512

(注) この換算乗数は、平成24年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

項目				年 月				
				平成24年 4月	5月	6月	7月	
賃金労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	293,019	289,048	290,433	289,540
				前年同月比(%)	0.8	1.1	0.2	0.1
			うち所定内給与	金額(円)	268,130	265,227	266,595	266,015
				前年同月比(%)	0.3	0.6	▲ 0.1	0.0
			うち所定外給与	金額(円)	24,889	23,821	23,838	23,525
				前年同月比(%)	4.8	6.1	4.1	0.3
	岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	244,568	241,241	242,221	239,389	
				前年同月比(%)	—	2.1	0.3	▲ 1.0
			うち所定内給与	金額(円)	224,670	222,067	222,688	219,962
				前年同月比(%)	—	1.7	0.4	▲ 0.7
			うち所定外給与	金額(円)	19,898	19,174	19,533	19,427
				前年同月比(%)	—	7.0	▲ 1.3	▲ 3.5
労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	153.6	148.3	154.9	153.2	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.7	12.1	12.0	12.0	
	岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	163.4	158.9	164.9	163.5	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.0	12.5	12.9	12.7	
生計費	消費支出(全世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	301,948	287,911	269,810	283,295	
			前年同月比(%)	3.2	4.3	1.5	1.2	
		東京都区部	金額(円)	351,249	313,410	304,462	324,258	
	前年同月比(%)	3.2	2.9	3.5	5.8			
	盛岡市	金額(円)	276,069	259,756	293,127	268,290		
	前年同月比(%)	3.5	▲ 7.5	15.0	▲ 12.6			
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	0.4	0.2	▲ 0.2	▲ 0.4	
		東京都区部	前年同月比(%)	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.8	
		盛岡市	前年同月比(%)	0.1	0.1	▲ 0.5	▲ 0.5	
	国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比(%)	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 1.5	▲ 2.3
雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	▲ 0.2	0.0	▲ 0.1	▲ 0.3	
		岩手県	前年同月比(%)	—	14.7	15.9	14.9	
	完全失業率(総務省労働力調査)			比率(%)	4.5	4.4	4.3	4.3
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	倍率(倍)	0.79	0.80	0.81	0.81	
岩手県		倍率(倍)	0.89	0.93	0.93	0.94		

(注) 1 「きまって支給する給与」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」の前年同月比は平成内給与及び所定外給与の前年同月比は、実数を基礎としている。

2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は、季節調整値である。

済 指 標

8月	9月	10月	11月	12月	平成25年					
					1月	2月	3月	4月	5月	6月
288,158	288,377	289,637	289,524	289,445	285,798	287,924	289,471	292,839	288,359	289,312
0.2	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4
264,978	265,610	266,115	265,467	265,019	262,217	264,048	264,992	267,771	264,421	265,173
0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 1.0	▲ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.6
23,180	22,767	23,522	24,057	24,426	23,581	23,876	24,479	25,068	23,938	24,139
1.1	▲ 1.9	▲ 4.1	▲ 3.2	▲ 2.0	▲ 2.5	▲ 3.2	▲ 1.4	0.7	0.5	1.3
240,248	241,212	241,258	245,781	243,393	242,955	240,529	246,643	247,076	242,548	244,558
0.4	▲ 0.4	0.2	2.3	1.2	2.1	0.7	2.0	1.0	0.5	1.0
221,503	222,836	222,052	226,210	223,439	223,369	221,174	227,453	227,827	224,240	224,672
0.5	0.2	0.6	2.6	1.0	2.3	0.6	3.1	1.4	1.0	0.9
18,745	18,376	19,206	19,571	19,954	19,586	19,355	19,190	19,249	18,308	19,886
▲ 0.6	▲ 6.8	▲ 4.5	▲ 1.5	3.1	0.4	1.9	▲ 8.9	▲ 3.3	▲ 4.5	1.8
148.4	148.1	152.5	155.3	148.6	139.1	145.4	146.7	154.0	149.3	152.1
11.6	11.8	12.1	12.2	12.6	11.7	11.9	12.5	12.7	12.1	12.1
156.5	158.4	163.8	163.1	158.0	148.2	153.5	157.3	164.9	160.4	162.6
11.8	12.0	12.0	11.9	12.4	11.3	11.5	12.1	12.2	12.1	12.5
286,036	266,705	284,238	273,772	325,492	288,934	268,099	316,166	304,382	282,366	269,418
1.4	▲ 1.2	▲ 0.5	0.1	▲ 0.8	2.1	0.1	4.1	0.8	▲ 1.9	▲ 0.1
325,079	301,831	314,351	292,689	344,270	305,930	287,510	356,369	353,930	318,796	347,061
10.2	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 4.1	▲ 4.7	▲ 5.6	▲ 2.7	6.1	0.8	1.7	14.0
266,709	250,623	270,274	284,660	312,361	269,308	265,528	311,086	267,077	260,821	279,761
▲ 5.6	▲ 3.2	▲ 8.1	15.7	6.7	▲ 5.7	1.7	14.6	▲ 3.3	0.4	▲ 4.6
▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.3	0.2
▲ 0.7	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.9	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 0.2	0.0
▲ 0.5	0.1	0.2	▲ 0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	▲ 0.1	0.1	0.6
▲ 2.0	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 0.5	0.1	0.5	1.2
▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.1
13.7	14.2	14.5	11.6	10.7	0.2	0.5	0.1	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.3
4.2	4.3	4.2	4.2	4.3	4.2	4.3	4.1	4.1	4.1	3.9
0.81	0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85	0.86	0.89	0.90	0.92
0.92	0.92	0.90	0.91	0.95	1.00	1.00	0.97	0.99	1.01	1.03

22年=100とした指数を基礎としている。ただし、「きまって支給する給与」のうち岩手県の調査産業計、所定





## 4 そ の 他



第 29 表

職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の推移

(平成 15 年度～平成 24 年度)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
超過勤務 時間数	20.8	17.8	16.7	15.1	15.7	16.2	16.1	19.7	21.6	17.2

(単位：時間／月)

- (注) 1 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数 (12) で除して算出したものであること。
- 2 各任命権者への職員の超過勤務状況の調査による数値であること。

第 30 表

精神疾患による長期療養者数の推移

(平成 22 年度～平成 24 年度)

年度	H22	H23	H24
人数	42	45	45

(単位：人)

- (注) 1 長期療養者とは、県職員のうち 6 か月以上休職療養した者をいうものであること。
- 2 各任命権者への聴取りによる数値であること。